

# 議会運営委員会行政視察報告

(平成26年1月30日～31日)

## 視察先

三重県 四日市市議会(議会改革について)

愛知県 みよし市議会(新庁舎建設について)



四日市市役所玄関にて

## 視察委員名

委員長	黒木 高広
副委員長	黒木 金喜
委員	三樹喜久代
委員	西村 豪武
委員	海野 誓生
議長	畝原 幸裕

# 三重県 四日市市



合併年月	合併町村名	合併区域 面積k m <sup>2</sup>	総面積 k m <sup>2</sup>	当時の人口
明治30年8月	市制施行		9.65	25,326人
昭和 5年1月	海蔵、塩浜	7.61	17.26	51,810人
16年2月	富田、富州原、 常磐、日永、 羽津	23.89	41.15	111,975人
18年9月	四郷、内部	19	60.15	121,994人
29年3月	小山田			
29年7月	川島、神前、 桜、三重、県、 八郷、下野、 大矢知、河原 田	97.95	158.1	168,319人
32年4月	水沢、保々、 三鈴村の一 部	34.17	192.27	183,021人
平成17年2月	楠	7.76	205.16	309,959人

全国に先駆けて通年議会を導入するなど、早くから議会活性化に取り組み、2013年日経グローバル議会改革ランキングで、全国第4位の評価を受けている。



人 口	
男	155,675人
女	157,461人
<b>計</b>	<b>313,136人</b>
世帯数	130,956世帯

平成25年1月末現在(住民基本台帳による)

## 一般会計歳出決算額

103,378,649千円(平成23年度決算)

うち議会費決算額	一般会計に占める議会費の割合
753,364千円	0.7%(日向市は1.0%)

# 1. 四日市市議会の議会改革の取り組み

## (1) 議会の活性化

### ① 議会活性化検討会の設置(平成12年度)

議長からの改革事項の検討について諮問

- ・活性化検討会からの答申に基づき、従来の1日4委員会同時開催を、1日2委員会の開催へ(平成13年3月定例会から)
- ・委員は会派から議運委員の選出基準に応じて選出

※現在は設置されていない



四日市市議会  
事務局次長あいさつ

## ② 市政活性化推進等議員懇談会(市活懇)の設置

市行政を取り巻く様々な課題について、議員だけで自主的に意見交換、情報交換を行う場として設置(平成12年度設置)

議員提出議案(主に条例)について、事前に議員間の調整を行う場としても活用

議会活性化検討会とあわせ、議会改革のきっかけとなった。

平成17年度に「議員政策研究会」に改編

・全議員が一堂に会して意見交換を行い、課題への共通認識の醸成と、政策立案機能を高めるため、市活懇の発展的組織として設置

・研究会に分科会を設置して協議

例) 議会基本条例分科会(平成21～22年度)

市民協働促進条例分科会(平成21～22年度)

議会改革分科会(平成23年度)

四日市公害分科会(平成24年度)

人権施策推進分科会(平成25年度)

### ③ 正副議長選挙における立候補制の導入

- ・平成12年5月臨時会から導入
- ・正副議長選出に関する内規を作成
- ・役員選考委員会設置要綱の制定



### ④ 一般質問の時間制限の緩和

- ・会派人数に割り振っていた一般質問の時間を  
1人あたり20分 30分へ

### ⑤ 議員提案による政策条例制定への取り組み

● 議員、議会提案の政策条例制定への注力

例) ・四日市市議会の議決すべき事件を定める条例

四日市市議会基本条例の制定により廃止

- ・四日市市安全なまちづくり条例
- ・議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例
- ・四日市市文化振興条例
- ・四日市市市民自治基本条例
- ・四日市市議会基本条例
- ・四日市市議会における参考人の実費弁償に関する条例
- ・四日市市観光大使設置条例

## ⑥ 一問一答方式の採用

- 議場を対面式に改修し、一般質問・議案質疑において、一問一答方式で行うことも可とした。(選択制)・・・平成17年3月定例会～

## ⑦ 予算・決算議案の審査方法

予算常任委員会・決算常任委員会を設置(平成21年度～)

- ・ 予算常任委員会: 全議員(36名)のうち議長を除く35名で構成
- ・ 決算常任委員会: 全議員(36名)のうち議長、監査委員を除く33名で構成
- ・ 両委員会とも、常任委員会単位の分科会を設置

## ⑧ 反問権

反問権の導入(平成23年5月開会議会～)

- ・ 議論の明確化に加え、市職員から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める「反論」も含まれる。(運用規定あり)

## ⑨ 文書質問

議会期間中を除き、文書により執行部に対して質問を行うことができる。

- ・ 一般質問で行う内容に相当する程度の質問とする。(乱発を防ぐ意味)
- ・ 質問書、答弁書は写しを全議員に配布するとともにHPで公開

## ⑩ 通年議会の導入(平成23年5月開会議会～)

### ― 全国に先駆けて通年議会を導入

- ・定例会を年1回とし、会期を通年に

(地方自治法の規定に基づく通年議会ではない)

- ・開会議会:招集により最初に関く会議・・・これまでの5月臨時会

- ・定例月議会:(6月、9月、11月、2月)・・・これまでの各定例会

一般質問は定例月議会に実施

- ・緊急議会:定例月議会以外に関く会議・・・これまでの臨時会

- ・閉会議会:閉会に際し、必要に応じて関く会議(審議案件がある時のみ)

- ・休会・・・これまでの閉会中に相当する

- ・地方自治法改正前の規定に基づく通年議会なので、臨時会を開催する余地を残すため、実際の会期は350日程度

- ・一時不再議の対応:「同一会期中」を、「同一議会期間中」として運用。(定例月議会単位としている。)



視察時のようす



## 通年議会のメリット

- ・議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応可能となる。
- ・委員会における所管事務調査は、基本的に閉会中の期間がないため、閉会中の継続審査の議決を受けることなくいつでも実施することができる。ただし、議案、請願の審査を優先する。委員会の回数が1.7倍増
- ・長による専決処分がなくなる。(地方自治法第179条)ただし、100万未満の専決処分に関するもの(地方自治法第180条)は除く。

## 通年議会のデメリット

- ・専決処分に該当する案件がある際に、緊急議会を開催することとなり、議員活動に影響がある。また、執行部も対応が煩雑化する。
- ・本会議や委員会の回数が増え、旅費等の経費が増加
- ・委員会への執行部の出席が増えることによる負担増

## (2) 議会の透明化

### 委員会の公開

すべての会議を会議規則に位置づけ、原則公開を要綱に明文化

議会HPの開設(平成9年6月定例会～)

代表、一般質問の録画映像配信開始(平成18年12月～)

正副議長立候補者の所信表明演説会の映像配信(平成22年4月～)

議案書、予算書のインターネット公開

委員会の行政視察報告書を掲載

### 本会議テレビ放送

三重テレビ(地上波)で放送(平成10年6月定例会～)

ケーブルテレビによる生中継(平成16年6月定例会～)

地デジ化に伴いデジタル122chで放送(平成23年6月定例会月議会～)

### 議会録画映像の貸し出し

本会議すべての録画映像(DVD)貸し出し(平成23年5月～)

## 市議会モニターの設置(平成16年11月~)

市民自治基本条例の制定の際、**議会への市民参加の取組みとして設置**  
各種団体等からの**推薦や公募**により、**約50人**を議長が委嘱  
モニターの職務

- ・議会の運営、議会だより、議会HPに関する**意見を文書で提出**
- ・議長が依頼した議会運営に関する調査事項に回答
- ・市議会議員との意見交換 等



### モニターからの意見を取り入れて改善した点

- ・本会議および委員会での傍聴について、住所氏名等を記載することなく、傍聴章のみを交付することで自由に傍聴できることとした。
- ・本会議及び委員会の傍聴については、休憩時にしか入退室を許可していなかったが、いつでも入退室ができることとした。
- ・議会中継の際、休憩時間が不明確なので、休憩時のテロップを挿入することとした。

## シティミーティング・議会報告会の開催

テーマを決め、市民や各種団体と意見交換を行うシティミーティングを開催

- ・平成18年から実施。当初は大学生、高校生、青年会議所会員等
- ・委員会単位で実施するため、所管する内容をテーマとする。
- ・意見交換での発言は、委員個人の発言として行う。

議会基本条例に基づき、定例月議会ごとに議会報告会を実施

- ・平成23年から実施。第1部を議会報告会、第2部をシティミーティング
- ・4つの常任委員会が市内4会場に分かれて実施
- ・会場は毎回変更し、市民が参加しやすいよう配慮
- ・市内24ブロックを一定例月議会あたり4ブロック(年間16ブロック)
- ・4ブロックあわせて、毎回約120名程度の市民が参加(一定例月議会)
- ・議会報告会は、機関として行うため、発言は個人としてではなく議会として行う。
- ・報告会の統一資料は事務局で作成。テーマごとの資料は委員会で作成。
- ・報告会の運営は議員で対応。事務局職員は受付程度。

## 議案の表決の公表

平成24年2月定例月議会分から、議会だより及びHPで公開

## 議長の定例記者会見の実施(平成24年11月定例月議会～)

定例月議会終了後、各定例月議会の内容  
について記者会見を実施

## 委員会のインターネット中継

(平成25年6月定例月議会～)

4つの常任委員会の審査状況を  
USTREAMによるインターネット  
中継を開始



# 四日市市議会基本条例(平成23年5月1日施行)

条例の特徴:基本方針の三本柱

## ・市民との情報共有

議会内の会議の原則公開

議長からの情報発信(記者会見の実施)

議会報告会の実施

## ・市民参加の促進

委員会における公聴会、参考人制度の活用

議会提案条例のパブリックコメントの実施、市民意見の反映

請願陳情者及び紹介議員からの意見聴取

## ・議員間討議の活性化

議員間での討議を中心とした会議運営

政策提案へ

新たな取り組み

## ・通年議会

・政策提案の説明要求:議会に提案される重要な政策や計画等

## ・反問権の付与

・発言の取消勧告:不穏当発言に対する議長、委員長の取消勧告

## ・文書質問 等



# 愛知県 みよし市

(平成22年1月4日市政施行)



人 口	
男	30,422人
女	28,707人
<b>計</b>	<b>59,116人</b>
世帯数	17,082世帯
平成25年1月末現在(住民基本台帳による)	

## 一般会計歳出決算額

22,804,458千円(平成23年度)

うち議会費決算額	一般会計に占める議会費の割合
220,110千円	1.0%(日向市は1.0%)

# 新庁舎建設について

## (1) 背景及び経緯

### ▲ 背景(旧庁舎の問題点)

- ・ 昭和38年建設の東館が、耐震診断の結果補強の必要性あり
- ・ 大規模災害時の災害対策本部機能が十分に機能しない不安
- ・ 空調、電気、給排水設備の老朽化が激しく維持管理コストが増大
- ・ 急速に進むIT化への対応の必要性
- ・ 窓口や待合室の狭隘化
- ・ 高齢者や障がい者への配慮
- ・ 住民窓口が東館と西館に分断されており利用が不便



みよし市議会議長あいさつ



## 経緯

年 月	内 容	備 考
平成19年5月	三好町庁舎整備基本構想策定	市直営で作成
平成19年6月	三好町庁舎建設検討委員会	1回開催
平成20年3月～ 平成21年4月	三好町庁舎整備検討委員会	13回開催
平成20年7月～ 平成21年2月	三好町新庁舎新築工事基本設計	
平成21年3月	新庁舎基本設計の公表 パブリックコメントの実施	16名から 53項目の意見
平成22年4月～ 平成23年2月	<b>新庁舎建設事業実施設計</b>	
平成22年8月	みよし市庁舎整備検討委員会	1回開催
平成22年12月～ 平成24年4月	<b>庁舎新築工事</b>	

## (2) 庁舎の概要

敷地面積：10,042㎡

建築面積：2,013.06㎡

延べ床面積：10,165.06㎡

建築規模：地上7階

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

建築工期：平成22年12月～平成24年4月(1年4ヶ月)

基本設計：(株)大建設計

実施設計・監理：(株)NTTファシリティーズ

施工：大日本土木・中村工業・増岡特定建設工事共同企業体

事業費：総事業費(約27億9千万円)・・・当初44億を想定

・設計、本体工事・・・24億2千万円

・旧庁舎解体、外構工事・・・2億1千万円

・備品購入、引越費用・・・1億6千万円

財源(33億円あった基金を活用)

・基金繰入金・・・27億5千万円

・一般財源・・・4千万円



# みよし市新庁舎

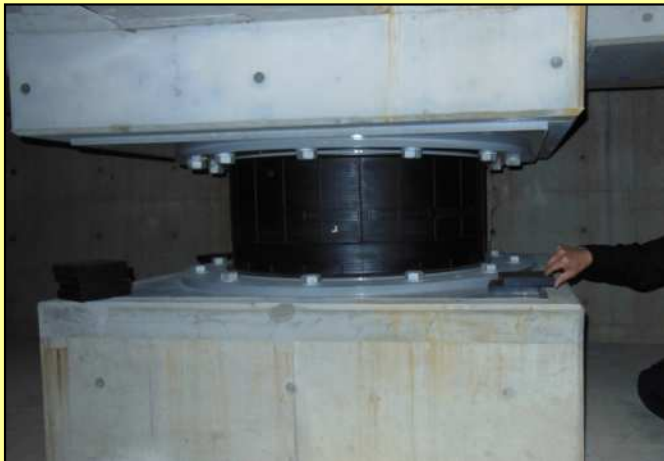
(平成24年5月供用開始)



# (3)庁舎の特徴

## 大地震への備え、災害復興拠点

- ・近い将来、高い確率で発生が予測される**東海・東南海地震等に対し**、防災拠点としてふさわしい構造性能を付与すべく**免震構造を採用**(様々なタイプの地震動に対応するため、**複数の減衰材を採用**)



免震ゴム(地下設置)



レール式転がり支承  
(地下設置)



オイルダンパー  
(地下設置)

自立可能なシステムとして太陽光発電、非常用発電設備も完備

・災害対策本部機能を3階に集約



防災安全課の隣に設置された  
災害対策本部室



災害対策本部室の隣に設置さ  
れた対策本部員控室  
(通常は職員の昼食会場:自席  
での昼食禁止)

内陸部であり、津波の危険性がないため、庁舎を一時避難施設として位置付けることはしていない。

## 住民サービス・行政サービスの向上

- ・待合スペース、市民ギャラリー、授乳室等の充実
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインを採用



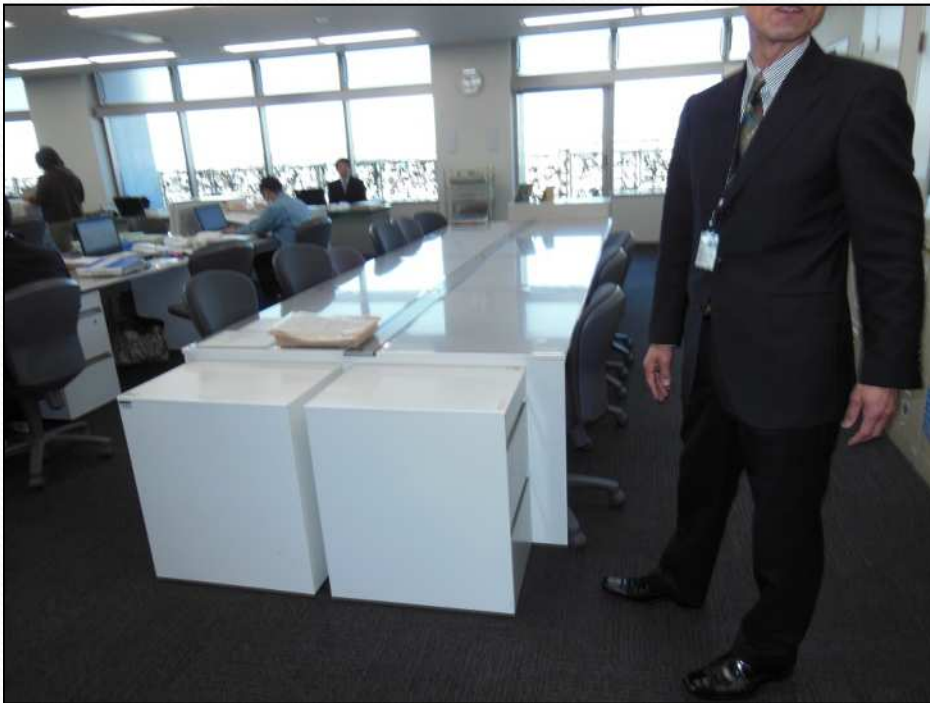
明るく開放感のある待合室

証明書発行窓口を一本化



- ・**窓口事務を機構改革により統合した上で、住民生活に密着した福祉、医療、税などの窓口を低層階に集約**

## 効率的な行政事務活動の展開



- ・無柱空間を創出
- ・今までの一人一人のスチール机を廃止。
- ・8人掛けで1セットとなった机を配置することで事務室が整然としている。
- ・引き出し部分が可動式で人事異動の際は、引き出しをそのまま移動できる。  
(人事異動の際、電話の移設費の必要がなく、労力もいらない)
- ・文書管理システムの導入により、キャビネットが整備され事務室にも余裕がある。
- ・関連各部門を同一階に配置することで機能性を高めている。

## - 1 省エネ対応、環境への配慮

庁舎中央に**エコボイド吹抜**を設置  
・自然採光、自然通風を実現

設計変更により電球を全て**LED化**  
・部屋の明るさによって**照度の強弱**  
を**自動に調整**する機能を持たせ、  
電気料を節約



LED蛍光灯



明るい庁舎内(エコボイド吹抜)

### 雨水、井戸水の活用

・雨水を貯水し、井戸水と両方を使って、庁舎内のトイレの水や植栽への24時間自動散水の水として活用し、上水道料金を節約



## - 2 省エネ対応、環境への配慮

屋上の一部を緑化し、  
夏季の熱負荷を軽減



庁舎北面、南面の各階  
バルコニーに壁面緑化  
を施し、テラスからの  
照り返しを抑え、夏場の  
電力コストを抑制

緑化バルコニーとして  
「ヘデラ」を植栽

# 議会棟



全員協議会室(仕切り可)



可動式マイク設備



議会事務局



正副議長室



会派控室:人数に合わせ、**間仕切り可  
可動式で、間取り変更のコスト抑制**



会派控室の一角に議会応接室あり



映像配信システムなどの機械室



委員会室



議場

- ・ **議会サイドからの要望により、議場放送設備の移転や議場モニターの設置等を整備**
- ・ **議場の机と椅子は旧庁舎からのものを使用**
- ・ **常任委員会は3つあるが、1日1委員会制としているため、委員会室としては一つ、予備的に議会と当局で活用できる会議室を2室完備**
- ・ **議会棟のレイアウトについては、素案を当局サイドに示してもらい、素案を基に議会サイドで協議したものを設計に反映**

## その他

- ・庁舎はシンプルで「あき」の来ない外観
- ・各階のバルコニーは夏の直射光を遮蔽し、メンテナンス性の向上も図られている。
- ・庁舎の維持管理面において、清掃・設備保守・警備等を一括発注する総合維持管理業務委託を長期契約することで経費を圧縮
- ・基本設計後にパブリックコメントを実施し、16名から53項目の意見あり。意見は実施設計の中で検討
- ・庁舎内備品については、事前に既存備品調査を実施。耐用年数を基に新庁舎で使用できるものはできるだけ活用。移設されなかった備品は、学校、行政区、外郭団体へ譲渡

# 行政視察を終えて ～委員の所感より～ 四日市市議会

議会基本条例制定から3年しか経っていないが、具体的な取り組みが進められており、本議会においても、議会としての信頼を得るために、積極的な取り組みが必要と思われる。議会報告会やシティミーティングの参加者は、人口からみれば関心度は低いですが、市議会モニター制度の導入や、更なる議会改革の取り組みなど、議会の存在意義を高めようとする姿勢は見習うべきである。

四日市市議会での特筆すべき先進の取り組みについては、わが市議会の議会改革特別委員会の中で論議中でもあり、議員での情報共有を図り、予算の関係もあるが、早々に取り組むべき喫緊の課題である。

通年議会に関しては、まだまだメリットよりデメリットの方が多いと感じた。導入するには議会の中でしっかりと議論し、議会基本条例や政治倫理条例を制定する過程で調査研究が必要である。しかし、シティミーティングと議会報告会の2部構成とすることなど議会改革に関しては参考となるものがあった。

議会報告会と市民との意見交換の場であるシティミーティングをセットで開催することや、市議会モニター制度、文書質問、議会放映等は参考にすべき点であると感じた。

四日市市議会の議会基本条例は、開かれた議会をめざし、市民参加・情報共有・議員間討議の3本柱を特徴に制定されていた。議会報告会では市民参加が少なく関心が低いのではないかと感じた。文書質問などの取り組みは評価できるものの、通年議会に関しては、本市議会としては必要ないのではないかと感じた。

議会改革は進んでいるが、中でも議員政策立案の道筋が確立されていた。広報広聴の充実、議員政策立案への姿勢、学ばなければならないことが多くあった。専門的知見の活用についても積極的に取り入れている議会であり、参考にしていきたい。

## 行政視察を終えて ～ 委員の所感より～ みよし市

本市の新庁舎建設に際し、行政サービスの向上や防災拠点の取組み、情報化の対応、環境への配慮等は基本設計に織り込まれている。しかしながら、都市環境や財政面の背景など、今回の調査において我が市と基本的な相違点も見られるため、この様な先進事例のメリット、デメリット等の研究による対応と官民間問わず各般にわたる意見の集約を図り、「建設費用、維持管理費の経費を削減できる施設」、「効率的な行政事務活動の展開が可能な施設」として、本設計の採用までに十分な精査と議会サイドの意見、提案の場の必要性を感じるものである。

無駄のない設計と、先手先手の有利な契約で、事業費を抑えることができていた。財政にゆとりがあり、人口減少は考慮されていない。しかし、打って変わって設計上、後々のための細やかな配慮が多く見られた。

第一印象は、シンプルな形状でマンション的イメージである。建物の中央部は、吹き抜けの空間があり、明るく軽快な感じである。住民サービスの低下を招かないよう配慮されている。雨水、井戸水を利用したエコ庁舎であり、大地震に耐えられるよう、免震ゴム・オイルダンパー・レール式転がり支承を採用、また、自家発電も備え災害の復興拠点となる庁舎として整備されており、まさに市民にとっても理想的な庁舎である。最後にトヨタの町であり、基金だけで庁舎建設ができる財源豊富なみよし市でもある。

# 行政視察を終えて ～ 委員の所感より～ みよし市

新庁舎は、市庁舎とは感じられないほどにシンプルな外観であるが、機能性やランニングコストの軽減、環境に優しい建物である。また、議会関係の階が6階であることは、市民にとっての機能性が優先され、結果的に上階になったとのこと、床面積においても当局の案より縮小して、議会として了承しているが、新庁舎建設についての議会としての様々な要望はなかったようである。ただ、本市でも、議員が執務する会派ごとの部屋は、確保される必要があり、可動式の間仕切りで十分であり検討すべきである。

また、みよし市と本市の建設の状況は違っており、入札に参加する業者があり、低価格での入札が可能かどうかは難しいと思われる。今までの議会改革特別委員会での議会改革の取り組みの中で、新庁舎建設に合わせて導入しようとする案件(テレビなど)があるが、真剣な議論が必要であると思われる。

みよし市の新庁舎建設については、議会棟への要望という点で、かなり議会の意見が取り入れられており参考になった。ただ、建設費の面で、財政力や基金、また、当時の経済情勢も異なるので、一概に参考にするのは厳しい。庁舎自体はシンプルで良いと感じた。

日向市と人口規模は類似しているものの、面積、人口伸び率、産業構造など、市を取り巻く環境がその比ではない。庁舎はシンプルな作りで市役所とは思えない建物である。免震構造、バリアフリー、雨水井戸水の利用、エコボイド、ワンストップサービス、会派室の間仕切り、保有備品の活用、採光、遮熱方法など、参考になる事も多く今後に生かしていきたい。